

令和8年度 医療安全に関するワークショップ（実施要領）

1 目的

地域における医療安全ネットワークを通じて、医療機関の管理者や医療安全管理者等の資質向上を図るとともに、医療機関の医療安全の質的向上及び地域全体の医療安全の向上を図る。

2 主催者

厚生労働省 近畿厚生局（以下「当局」という。）

3 開催日時

令和8年12月11日（金）13時00分～16時30分

4 開催場所

グラングリーン大阪 北館7階 CONFERENCE 7-2（大阪市北区大深町6番38号）

5 開催方法

事前にミニレクチャー動画を視聴したうえで、当日に開催場所へ参集し、グループワークを行う。

6 開催趣旨

医療安全管理に関する知識、経験及びノウハウの共有や相互に学び合う機会を通じて、医療安全管理者等の交流を促進し、医療安全の推進に困難さを抱える医療機関の取組を支える地域における医療安全ネットワークの構築・活用について認識を深める。本ワークショップでは、地域における医療安全ネットワークが継続的に機能することを目指し、取り組むものとする。

7 プログラムの概要

- （1）グループワーク「医療安全管理における私の困りごと」
- （2）グループワーク「ネットワークの構築に向けて取り組みたいこと・ネットワークでの活動イメージ」
- （3）グループワークの発表・意見交換
- （4）ワークショップの振り返りとまとめ

8 参加対象者等

- （1）当局管内府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の医療機関に所属する医療安全担当者
 - ・医療安全の実務を担当する方又はその役割に準ずる方で、職種は問いません
 - ・医療安全管理部門の専従、専任の体制は問いません
 - ・医療機関の医療安全管理体制や施設基準の届出状況は問いません
- （2）当局管内府県看護協会の医療安全担当者
- （3）当局管内府県・保健所の医療安全担当者

※応募者多数の場合、開催趣旨を踏まえ、地域性、所属施設の状況等を考慮し、参加者構成のバランスを総合的に勘案のうえ当局にて参加者を決定します。（先着順ではありません）

9 参加定員

40 名程度

10 申込方法

当局ホームページの「参加申込みフォーム」からお申込みください。

ホームページ URL: https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/newpage_20261211.html (9月下旬公開予定)

(アクセス方法): 近畿厚生局ホーム > 業務内容 > 主な業務別情報 > 医療安全関係 > 2. 近畿厚生局における取組について > 令和8年度医療安全に関するワークショップの開催について

11 申込期間

令和8年10月1日(木) 午前10時より開始し、10月14日(水)までといたします。

12 参加者の決定のご連絡

参加が決定した方には、10月26日(月)までに参加申込みフォームに入力されたメールアドレスに参加決定通知書等をメールにて送付いたします。

13 アンケートの実施

ワークショップの参加者には、次年度の開催の参考とするため、アンケートを実施いたします。

14 参加証の交付

すべてのプログラムに参加した方に、参加証を交付いたします。

15 個人情報について

申込者から入手した個人情報は、本ワークショップの開催に係る運営目的以外には利用しないものとし、漏洩等がないよう厳重に管理いたします。

また、統計分析に用いる場合には、個人名及び施設名等を特定できない形といたします。

16 注意事項

- (1) 本ワークショップは、医療安全対策加算の施設基準の要件である医療安全対策に係る適切な研修又は不足する事項を補足する研修には該当いたしません。
- (2) 事前に視聴していただくミニレクチャー動画の視聴に関するご案内は、参加が決定した方にメールで行います。
- (3) 本ワークショップの周知を当局管内府県の医療安全担当部署へ依頼をしている関係上、参加申込みをされた施設名を府県へ情報提供する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 本ワークショップの受講にかかる旅費、宿泊費、食費及び通信費等の費用については参加者にてご負担願います。
- (5) 撮影・録画、録音、詳細内容の SNS 投稿、資料等の無断転用・記載は禁止いたします。
なお、ワークショップの様子を写真撮影し、当局ホームページの取り組み紹介(フォトレポート)や Instagram に掲載する場合がありますのであらかじめご了承ください。

17 当日の緊急連絡先

近畿厚生局健康福祉部医事課

電話: 06-6942-2492

【参考情報】

オンデマンド配信について

厚生労働省が作成した医療安全に関する次の演題について、視聴期間を限定してオンデマンド配信を行います。

希望される方はどなたでも視聴いただけます。また、視聴するための事前申込みも必要ありません。

演題：①医療安全施策に関する令和8年度からの改正内容について（40分）

②医療対話推進者の役割と業務（50分）

講師：①厚生労働省医政局医療経営改革課 医療安全推進・医務指導室

②中京大学法務研究所 稲葉一人氏

○視聴方法：[当局 YouTube 公式チャンネル](#)に掲載いたします。

○当局 YouTube 公式チャンネル URL：<https://www.youtube.com/channel/UCgjuqVj3DpnsqDeGYeTA>

○掲載時期：11月中旬頃

○視聴期間：当局 YouTube 公式チャンネルに掲載後、令和8年12月21日（月）まで

○注意事項：

- ・掲載に係るご案内はいたしませんので、当局 YouTube 公式チャンネルを随時ご確認ください。
- ・医療安全対策加算の施設基準の要件である医療安全対策に係る適切な研修又は不足する事項を補足する研修には該当いたしません。
- ・参加証は発行いたしません。